

# 船舶事故調査報告書

令和3年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月17日 08時30分ごろ
発生場所	島根県知夫里島北東岸地先 知夫里島灯台から真方位039°1.03海里付近 (概位 北緯36°00.7 東経133°04.4)
事故の概要	漁船第一浦郷丸は、西南西進中、知夫里島北東岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年10月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第一浦郷丸、19トン SN2-3116（漁船登録番号）、浦郷水産株式会社 第291-44788号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 甲板員、一級小型
負傷者	なし
損傷	球状船首に亀裂、キールに擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長及び甲板員ほか9人が乗り組み、操業を終え、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、船長が操船して帰途についた。 甲板員は、隠岐の島町西郷港南東方沖で船長から操船を引き継ぎ、約11ノットの対地速力で自動操舵により知夫里島北東端に向けて西南西進中、便意を我慢できなくなり、自動操舵のまま船橋後方の便所に行き、便所を出たところ、目前に島が迫っており、本船が、浅瀬に乗り揚げた。 甲板員は、便所に行ってもすぐに戻れると思い、船橋後部の寝台で寝ていた船長を起こさなかった。 本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.5mであった。
分析	本船は、西南西進中、船橋当直に当たっていた甲板員が便意を催してブリッジを離れ、島へ向かう針路で航行を続けたことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が西南西進中、船橋当直に当たっていた甲板員が便意を催してブリッジを離れ、島へ向かう針路で航行を続けたため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、船橋を離れる際、事前に船長又は乗組員と操船を

	交替し、船橋を無人にしないこと。
--	------------------